

諸外国の看護基礎教育と規制について

2008年2月1日現在

近年、日本のみでなく諸外国でも、看護基礎教育と臨床現場でのギャップが問題となっています。国際部では諸外国の基礎教育と規制について、2007年に情報収集を行いました。各国の現状について概観していますので、ご活用ください。

前頁の各項目をクリックすると、各国の保健師・助産師・看護師の教育規制制度の一覧をご覧いただけます。参照の際は、以下の点にご注意ください。

- ・名称は日本の資格に相当する欄に英語で表記している。
- ・入学資格は看護基礎教育を受ける前の教育年限を記載している。
- ・教育機関は日本の機関に相当する機関がない場合は、英語表記のままである。
- ・香港は国ではないが、独自の看護教育制度・規制があるため一国として扱っている。
- ・表における青色の日本語は、日本看護協会国際部による仮訳とする。
- ・文献、インターネットによる情報の場合、最新の情報が反映されていない可能性がある。

○概要：

1. 保健師の教育規制

- ・回答国は13カ国（2008年2月1日現在）
- ・各国の保健師活動は、国家・認定資格のもとでの実践や看護業務の一部である等様々である。
- ・インターネットによる情報であるが、保健師の国家免許を有する国は3カ国（アイルランド・英国・南アフリカ）と推測される。
- ・南アフリカでは、看護師や助産師と同様に国家試験があり、試験合格者は南アフリカ看護審議会に登録される。アイルランドと英国では、看護師や助産師と同様に各看護（助産）審議会が、教育プログラム認定のための要件と資格の能力・規準を規定している。

2. 助産師の教育規制

- ・回答国は14カ国（2008年2月1日現在）

【教育】

- ・助産師教育は、助産単独教育と看護師免許取得後あるいは取得と合わせた看護・助産教育に大きく分類される。
- ・欧州では、EU指令による相互認証の基準に準じたかたちで各国が教育制度を整備している。

【規制】

- ・免許の更新は、不明な国を除く14カ国中12カ国で導入されており、継続教育を要件としている国が9カ国ある。
- ・助産師の実践範囲は、日本と同様に妊産婦、新生児、家族と地域に対するケアであるとする国が多い。
- ・質問紙の回答があった14カ国の内9カ国において、助産師に会陰切開や縫合の実践が認められている。それらの技術は、助産師基礎教育または継続教育を通して習得される。

【卒後臨床研修制度】

- ・ニュージーランドでは、2007年より国が助成した国規模での卒後臨床研修制度がパイロット事業として行われている。

3. 看護師の教育規制

- ・回答国は14カ国（2008年2月1日現在）

【教育】

- ・欧州では、EU指令による相互認証の基準に準じて各国が教育制度を整えている。
- ・カナダでは、看護基礎教育の4年制大学化が進んでおり、8州2準州で大学教育のみが提供されている。

- ・オセアニアの2カ国では、基礎教育は大学で3年間であるが、大学の教養課程に相当する教育を高等学校で行っている。
- ・アジアでは看護基礎教育を大学で実施する方向性がみられる。

【規制】

- ・欧州の今回の対象国では、看護師免許は国家試験なく、看護基礎教育修了をもって取得できる国が多い。
- ・EU指令により、看護師資格の相互認証が進んでいる。
- ・オーストラリアでは、登録制度が医療職種で統一される予定である。
- ・アジアでは免許更新制度が12か国中9か国で導入されており、継続教育を要件としている国が4カ国ある。

【卒後臨床研修制度】

- ・アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、韓国では卒後臨床研修制度はなく、病院ごとに新人看護師の教育を実施している。
- ・インターネットからの情報ではあるが、ニュージーランドでは、国家が助成し、国規模での卒後臨床研修制度が行われている。

○情報収集の方法

【対象】

ICN ワークフォースフォーラム (ICNFFF)、アジアワークフォースフォーラム (AWFF) 参加国など 25カ国

【内容】

①教育制度

- ・入学要件、教育機関、内容、期間
- ・教育プログラムの認定機関、根拠法
- ・問題点と課題、改革の動向

②規制 (免許・更新)

- ・資格のタイプ、資格試験の有無、登録機関
- ・根拠法
- ・更新制度の有無
- ・実践範囲 (助産師・保健師のみ)
- ・外国人看護師の就労

③看護師・助産師の卒後臨床研修制度

【方法】

①インターネット、文献検索

2007年7月中旬から10月上旬まで。各国看護師協会、規制機関や保健省等のホームページから「Public Health Nurse」「Midwife」「Nurse」「国名」等をキーワードに検索。ICNFFF 国別報告書を含む文献。

②質問用紙の送付

2007年9月下旬より対象国の看護師・助産師協会宛に、インターネットで得られた情報の確認及び訂正を依頼。職能団体のない国は、看護・助産規制機関に質問用紙を送付。質問用紙の回答を得られた国には、回答内容の確認と保健師・助産師の実践範囲、看護師・助産師の卒後臨床研修制度等について、再度、情報提供を依頼。

情報収集対象国 25 カ国

ヨーロッパ8カ国	アイスランド
	アイルランド
	英国
	スウェーデン
	デンマーク
	ドイツ
	ノルウェー
	フランス
北米2カ国	アメリカ合衆国
	カナダ
オセアニア2カ国	オーストラリア
	ニュージーランド
アジア12カ国	インドネシア
	韓国
	カンボジア
	シンガポール
	タイ
	台湾
	中国
	フィリピン
	香港
	マレーシア
	モンゴル
ラオス	
アフリカ地域	南アフリカ